

付、西養寺第十五世快空、如意坊与申號を以、寺號之儀日光御門主へ相願、享保六年三月翠雲寺与寺號に相成。且因幡藥師屋敷後岸崩込、居住難成に付、泉野寺町今之地被下移轉す。とあり。按ずるに、右犀川橋爪の舊地は、今いふ蛤坂の地邊なるべし。此地崩込居住難成に付、寺町極樂寺の向ひへ移轉せしもの也。延寶の金澤圖に、蛤坂の上妙慶寺筋向に藥師と載せたれど、是は天台宗藥王寺の事なるべし。扱また按ずるに、京都にも因幡堂平等寺の藥師とて名高き藥師ありといへり。彼の略縁起を見るに、本尊藥師如來御長ク五尺二分、臺座葦盤なり。往昔因幡國賀留津の海底に沈みて居給ふを、村上天皇の御世天徳三年橋少將行平、因幡國の一宮神拜として下向ありし時、夢想の告に依りて彼浦を尋ねしめられけるに、此海底に光り物ありて、既に四十年に及べるよし行平聞き給ひ、漁夫に申付られ、大網をば海中へおろして、その邊りの海底を探らしめ給ふに、藥師如來の尊像をば海底より引揚げたり。依りて其浦の邊に堂宇を建立せしめられ、彼靈像を安置せられけり。さて後には行平の亭宅を佛閣となして、彼尊像をば爰に安置せら

る。是今いふ因幡堂なり。光臺座は因幡國に残りありて、是をば藥師寺と號し、また大豆桑寺と云是也と。右橋行平と申すは、大納言橋好吉卿の孫にて、因幡國一宮神拜に下向し、俄に重病の患出來、遠國田舎のならひ醫藥の術なきに依りて、病氣平癒歸洛の祈願ありしに、右藥師の告ありとて、さて行平因幡の國司と成り、彼藥師寺を建立有りて座光院と改め給ふ。とあり。其の事實の眞偽は詳かならずといへども、金澤なる因幡藥師と同佛の如く聞ゆ。但し其の來歴、金澤の因幡藥師の傳話と甚だ齟齬して、その事實大に違へり。如何なる事か了解しがたし。

○西養寺町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、卯辰袋町・川端町・橋爪町の次に西養寺町を載せたり。元祿三年の火災記にも西養寺町と見え、享保十八年の地子町町名書にも木綿町・元如來寺町・西養寺町。とあり。明治四年戶籍編成の時、此の町名を廢して上小川町へ屬せしめたり。

○西養寺前

文政四年二月郡地之ヶ所町奉行支配に成る時、卯辰村領新

町の川より南は卯辰西養寺前と町名を建てたり。是も今は上小川町に屬せり。

○清澄山西養寺

天台宗也。貞享二年の由來書に云ふ。當寺者越前府中五ヶ寺之一ヶ寺に而、開山盛學法師より七代眞運、利長卿御歸依僧に付、越中國守山へ御入城之時隨從仕。其後富山・高岡御入城之節も被召連、後高岡より金澤八坂へ引越、八坂に寺造立仕處、直江安房拜領地に相成に付、慶長十七年卯辰山に而替地被下旨、利常卿より御印書被成下。然處七十年以前寺類焼之砌、右御印書焼失仕。とあり。按ずるに、府中五ヶ寺は何れの寺々ならんか。又直江安房は本多元祖安房守政重也。政重は佐渡守正信の次男にて、慶長七年利長卿に奉仕し、三萬石を賜はり、本多山城と稱す。然るに同九年上杉景勝の老臣直江山城守兼續の御養子と成り、直江大和と稱し、後直江安房と呼べり、慶長十六年に利長卿に歸參し、同年八月元の三萬石を賜はり、本多安房と改稱す。此の時八坂邊にて邸地を賜はりたるならん。故に翌十七年、西養寺の替地を卯辰にて賜はりたるなるべし。可觀

小説に、小立野波着寺の今の境内は、本多安房守復歸の時の居第なり。かきあげも其時のまゝ也。或老人曰く、房州始て當地へ參られたる時の屋敷なりと。今按ずるに、右は或老人の説正しく、波着寺の地は初て參られし時の邸地なるべし。

○相對勸化濫施

年代摘要に云ふ。元祿三年卯辰西養寺加越能之三國相對勸進許可、是相對勸化之始也と。按ずるに、右勸化の事は、改作所舊記に載せたる郡方連書に如左あり。

金澤卯辰天台宗西養寺住持當地無縁之僧、自力を以寺造立難仕候間、御領國率加仕度旨願有之。則東叡山執當衆まで被及内談、委曲達御聽候故、率加之儀勝手次第之旨被仰出候由。依之御年寄衆にも被相達、御領國中町方・郡方不殘被致率加候條、御郡方之儀人々志次第無遠慮率加に入候様可申置旨、拙者共々寺社御奉行より申來候。就其御郡中之儀は、先年御改作被仰付候時分より、勤進率加等御停止、百姓之費無之様にと被仰渡、常々改作御奉行よりも致其縮候故、終に御奉行より率加勤進等に入候様觸遣